

# 前回委員会からの変更点について

生駒市特命監 田中明美

# 自己紹介

## 田中 明美(たなか あけみ)プロフィール

生駒市役所 特命監

[保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員]

- ・1995年4月奈良県生駒市役所入職、福祉健康部健康課に配属
- ・1999年福祉健康部高齢福祉課
- ・2002年福祉健康部福祉支援課、2012年予防推進係長
- ・2013年福祉部介護保険課、翌年課長補佐
- ・2015年高齢施策課、2016年高齢施策課主幹・地域包括ケア推進室室長兼務
- ・2017年福祉健康部地域包括ケア推進課長
- ・2018年福祉健康部次長(兼)地域包括ケア推進課課長
- ・2019年福祉健康部次長
- ・2020年4月から厚生労働省老健局入職、振興課課長補佐
- ・2020年7月から健局認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室室長補佐
- ・2023年4月から現職

\*奈良県生駒市時代には、介護予防の推進と地域のネットワークづくりの強化に努め、地域包括ケアシステムの構築に寄与。

さまざまな国のモデル事業を実践し、介護予防・日常生活支援総合事業を始め、認知症施策、医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営などを主に担当。厚労省時代には、老健局認知症施策・地域介護推進課において、厚労省職員派遣事業を立ち上げ全国の自治体支援を実施しながら、令和3年度より「地域づくり加速化事業」を立ち上げ、地域づくりの促進に向けた取組をサポート。

令和5年10月12日(水)には、首相官邸において第2回「認知症と向き合う「高齢社会」実現会議」が開催され、生駒市の取組を紹介。



**1. 第9期計画策定の流れについて**

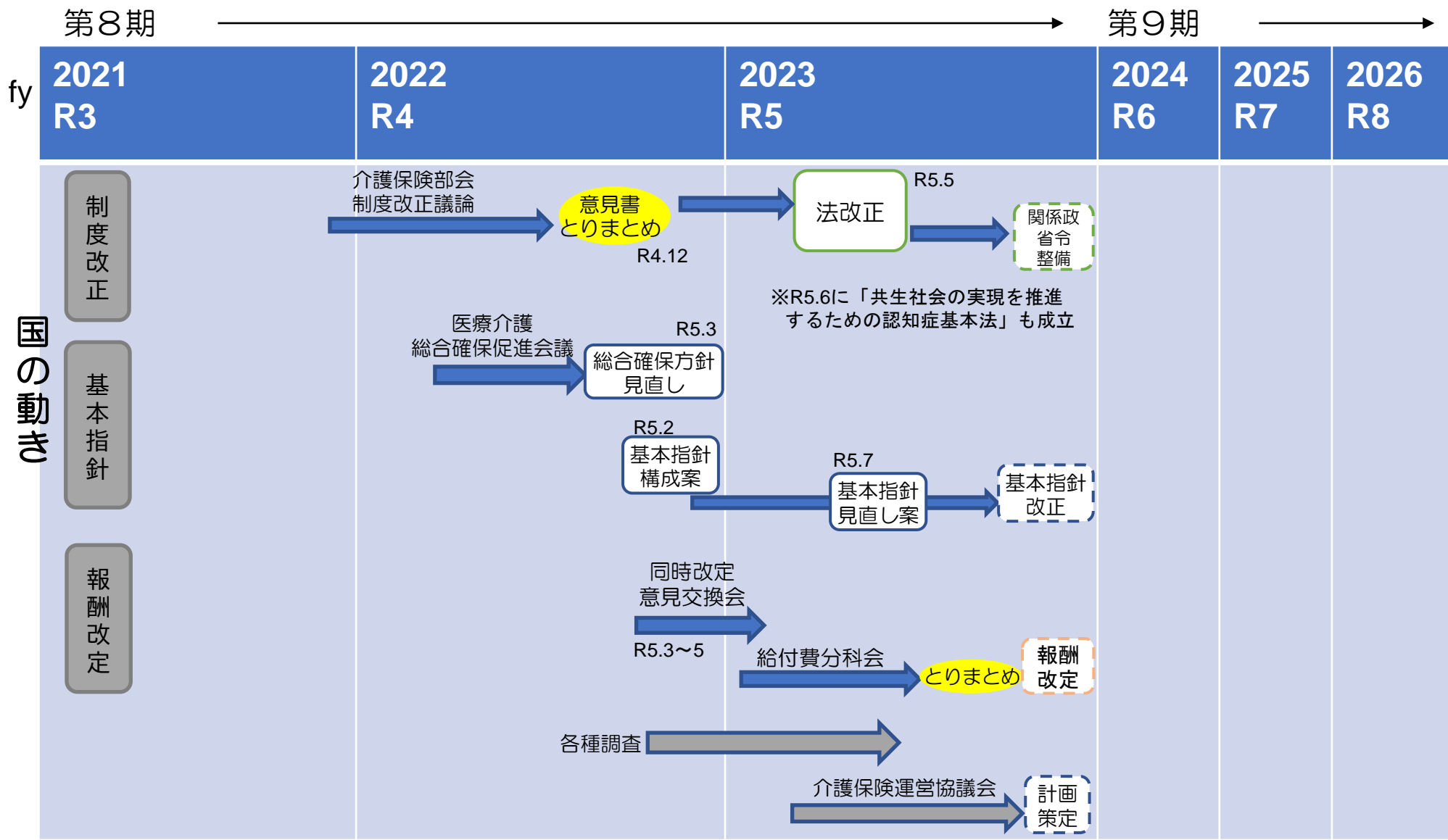
**2. 第9期計画策定のポイントについて**

**3. 第9期計画の施策体系（案）とポイントについて**

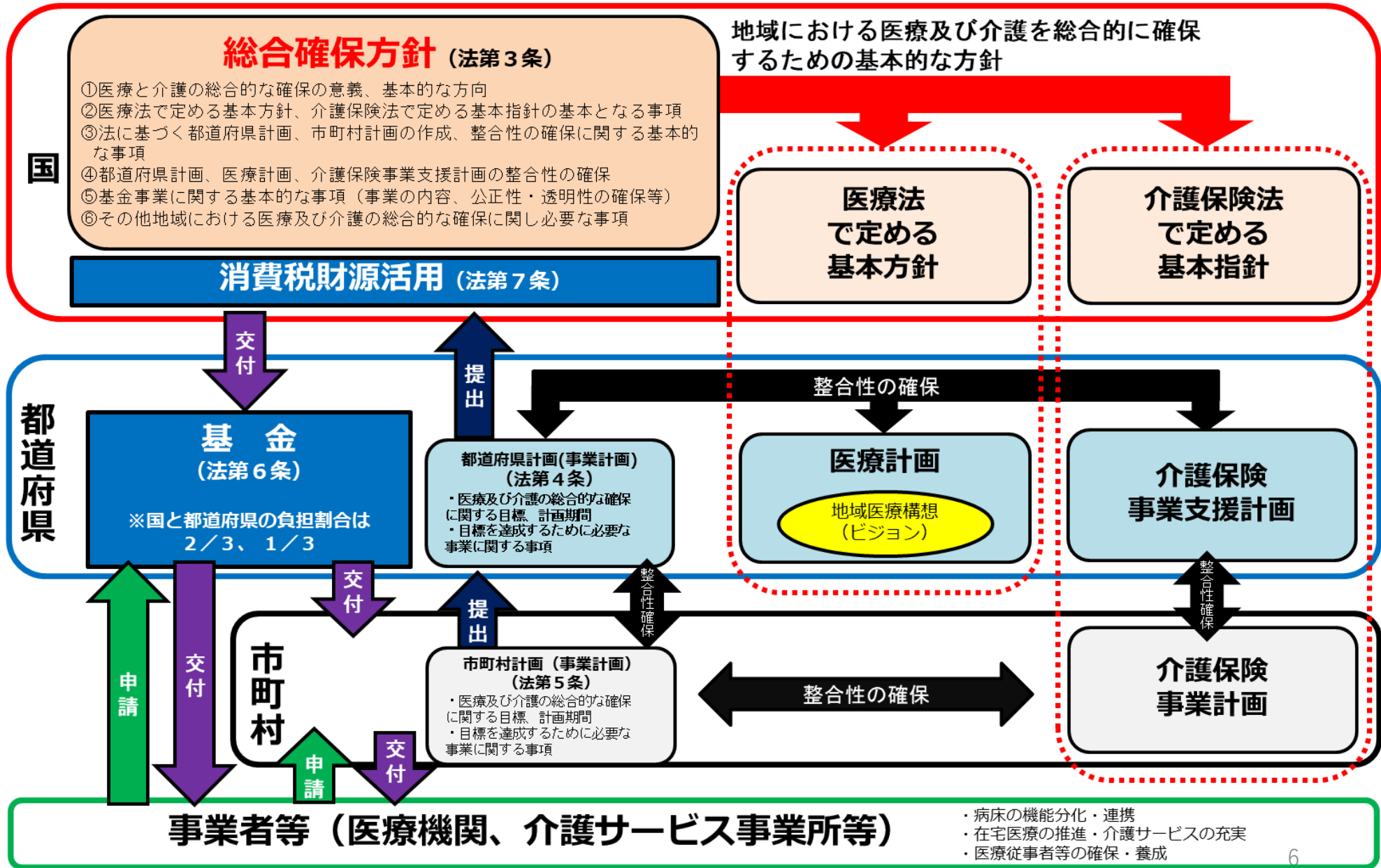
# 1. 第9期計画策定の流れについて

# 第9期介護保険事業計画期間に向けた主な動き

- ▶ 介護保険制度は3年1期のサイクル。現在、第9期に向けた改正・改定の議論が進められている。
- ▶ 次期報酬改定は、診療報酬・障害福祉サービス等報酬との同時改定になる「トリプル改定」



# 地域医療介護総合確保方針と各指針・計画の全体像



※ 法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

# 地域医療介護総合確保方針 (R5.3.17 改正)

## <医療及び介護の総合的な確保の意義>

- 全国で見れば、(中略)、要介護認定率や1人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口は令和7年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和17年(2035年)頃まで一貫して増加する。
- いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療及び介護の総合的な確保の意義である。

## <基本的な方向性>

### keyword

- (1) 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築 …… 地域医療構想・かかりつけ医機能・地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) サービス提供人材の確保と働き方改革 …… サービスの質を確保しつつ負担軽減。生産性向上。多様な人材の確保
- (3) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用 …… 機能分化・連携、地域包括ケア、協働化・大規模化、ケアマネジメントの質の向上
- (4) デジタル化・データヘルスの推進 …… 全国医療情報プラットフォーム、DX
- (5) 地域共生社会の実現 …… 社会的処方、住まいを含めたまちづくりの一環としての医療介護、多様な主体の参画

### 【3つの柱】

## <ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿>

- ① 医療・介護を提供する主体の連携により、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられること
- ② 地域に健康・医療・介護等に関して必要なときに相談できる専門職やその連携が確保され、さらにそれを自ら選ぶことができること
- ③ 健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備されることにより、自らの情報を基に、適切な医療・介護を効果的・効率的に受けられること

## 2. 第9期計画策定のポイントについて



# 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

（出典）第107回社会保障審議会介護保険部会（R5.7.10）資料1-1（一部改変）

## 基本的考え方

- **次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。**
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための**具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

**■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。****1 介護サービス基盤の計画的な整備**

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

**2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

**3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進**

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## I. 介護情報基盤の整備 (施行日:公布後4年以内に政令で定める日)

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
  - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
  - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする  
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

## II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化 (施行日:令和6年4月1日)

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
  - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け  
※職種別の給与(給料・賞与)は任意事項。
  - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

## III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務 (施行日:令和6年4月1日)

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
  - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

## IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化 (施行日:令和6年4月1日)

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
  - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化 など

## V. 地域包括支援センターの体制整備等 (施行日:令和6年4月1日)

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
  - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

## 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定。

## 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

### ⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

# 次期介護報酬改定に向けて現在示されている内容

第217回社会保障審議会介護給付費分科会（R5.5.24）  
資料3 転記・一部改変

○ 令和6年度介護報酬改定に向けては、診療報酬との同時改定であることや新型コロナウイルス感染症への対応の経験等を踏まえ、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告及び令和4年社会保障審議会介護保険部会意見書における指摘などに基づき、各サービス種類毎の論点とあわせ、例えば以下のような分野横断的なテーマを念頭に置き、議論してはどうか。

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進
- ・ 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上
- ・ 制度の安定性・持続可能性の確保

## 【スケジュール案】

令和5年6月～夏頃 主な論点について議論

9月頃 事業者団体等からのヒアリング

10～12月頃 具体的な方向性について議論

12月中 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ

※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。

令和6年度政府予算編成

令和6年1月頃 : 介護報酬改定案 諮問・答申

第217回（5.24）キックオフ

第218回（6.28）定巡、夜間、小多機、GH、看多機

第219回（7.10）デイ、通所リハ、ショート等

…

### 3. 第9期計画の施策体系（案）と ポイントについて

# 奈良県第9期計画の施策体系(案)について

## 新(現時点)

## 旧(第1回策定会議)

	施策の柱	施策の方向性	施策の展開
地域包括ケアシステムの 深化・推進	I 多様な介護サービス等の充実	1 在宅サービスの充実	在宅(介護予防含む)サービス、看護・小規模多機能等複合型サービス等の充実
		2 多様な住まいの整備促進	住まいとしての施設(サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等)の整備
		3 施設サービスの整備・推進	特別養護老人ホームの整備と地域の実情に応じた運営の推進 介護老人保健施設、介護医療院の整備によるリハビリや医療的ケア体制整備 施設等の災害及び感染症対策の強化
	II 在宅医療サービスの充実	4 在宅医療等の連携体制の整備・充実	在宅医療(診療所医師等による訪問診療・往診)の整備・充実 その他の在宅医療(訪問看護・訪問リハ・訪問歯科・訪問薬剤等)の充実
		5 在宅看取りの普及・啓発と促進	緩和ケア・看取りを支える在宅医療・介護の促進
		6 多様な専門職による、医療・介護の提供体制の構築	病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実及び地域ケア会議の充実
	III 生活支援サービスの充実	7 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	支え合いの地域づくりの推進、高齢者の権利擁護の促進、ACP(人生会議)の普及・啓発
		8 多様な生活支援サービスの充実	介護予防・日常生活支援総合事業等の充実
	IV 認知症施策の推進 [奈良県認知症施策推進計画]	9 認知症の人にやさしい地域づくりの推進	地域における認知症の正しい理解の普及、認知症の人やその家族の思いを発信する機会の創出 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
		10 適時適切な医療・介護等の提供	早期発見及び早期対応についての体制の整備、認知症ケアに関わる人への支援の推進
11 高齢者の社会参加		高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくりの推進	
V 介護予防の充実	12 健康増進や介護予防への取組の強化	「適い」の場」の普及等健康的な生活習慣の推進	
	13 自立支援・重度化防止の推進	地域ケア会議の充実、地域リハビリテーション支援体制の構築	
	14 多様な介護人材の確保・育成・定着	介護人材の確保・育成・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり 生産性向上に向けた業務改善、適正なサービス提供のためのデジタル化の推進	
VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進	15 生産性向上の取組の一層の推進	介護ロボット・ICT等の導入促進及び活用の定着	
	16 介護認定の適正化	認定調査員の資質向上と認定調査の市町村間の標準化を推進	
VII 介護保険制度の適正な運営 [奈良県給付適正化計画]	17 介護給付の適正化	介護給付に見られる地域差の要因分析による適切な介護サービスの利用を促進	

持続可能性の確保

	施策の柱	施策の方向性	施策の展開
地域包括ケアシステムの 深化・推進	I 多様な介護サービスの充実	1 在宅サービスの充実	在宅(介護予防含む)サービス、看護・小規模多機能等複合型サービス等の充実
		2 多様な住まいの整備促進	住まいとしての施設(サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等)の整備
		3 施設サービスの整備・推進	特別養護老人ホームの整備と地域の実情に応じた運営の推進 介護老人保健施設、介護医療院の整備によるリハビリや医療的ケア体制整備 施設等の災害及び感染症対策の強化
	II 在宅医療サービスの充実	4 在宅医療等の提供体制の充実	在宅医療(診療所医師等による訪問診療・往診)の充実 その他の在宅医療(訪問看護・訪問歯科・訪問薬剤等)の充実
		5 在宅看取りの普及・啓発と促進	緩和ケア・看取りを支える在宅医療の促進
		6 多様な専門職による、医療・介護の提供体制の構築	病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実及び地域ケア会議の充実
	III 生活支援サービスの充実	7 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	支え合いの地域づくりの推進と成年後見制度の普及・促進
		8 認知症施策の推進	認知症への理解の促進、早期発見・早期対応の推進、認知症の本人と介護者への支援
	IV 介護予防の充実	9 高齢者の意思決定の支援	ACP(人生会議)の普及・啓発
		10 高齢者の社会参加	活動の場、機会の提供、社会参加の環境づくり等の重要性の啓発
11 健康増進への取組の強化		「適い」の場」の普及等健康的な生活習慣の推進	
V 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進	12 自立支援・重度化防止の推進	重度化防止に向けて、多様な専門職が参画する自立支援型地域ケア会議を普及・促進	
	13 多様な介護人材の確保・育成	介護人材の育成・確保の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり	
	14 業務の効率化と事業者支援	事務の効率化と適正なサービス提供のためのデジタル化の推進 施設におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用	
VI 介護保険制度の適正な運営	15 介護認定の適正化	認定調査員の資質向上と認定調査の市町村間の標準化を推進	
	16 介護給付の適正化	介護給付に見られる地域差の要因分析による適切な介護サービスの利用を促進	

介護保険制度の持続可能性の確保



# 奈良県第9期計画の施策体系(案)のポイントについて

## 【地域包括ケアシステムの深化・推進】

### 《新：施策の柱》

- I 多様な介護サービス等の充実 ←等を追記
- II 在宅医療サービスの充実
  - 〈施策の方向性〉
  - 4 在宅医療等の連携体制の整備・充実
  - 〈施策の展開〉
  - 在宅医療(……)の整備充実
  - その他の在宅医療(…訪問リハ…)の充実
- III 生活支援サービスの充実
  - 〈施策の方向性〉
  - 7 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
  - 〈施策の展開〉
  - 支え合い…、高齢者の権利擁護の促進、ACPの普及啓発
  - 〈施策の方向性〉
  - 8 多様な生活支援サービスの充実
  - 〈施策の展開〉
  - 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

### 《新：施策の柱》

#### IV 認知症施策の推進・奈良県認知症施策推進計画

- 〈施策の方向性〉
- 9 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
- 〈施策の展開〉
- 地域における認知症の正しい理解の普及、認知症の人やその家族の想いを発信する機会の創出
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 〈施策の方向性〉
- 10 適時適切な医療・介護の提供

### ◆ポイント

- I サービスのみではないため、等を追記
- II 4 体制の充実だけでなく、在宅医療の連携体制の整備を追記  
今後、80歳以上の高齢者増含めて、医療ニーズの高い人が増えるため、整備も必要なため追記  
在宅医療を支えるには、訪問リハの充実も必要なため、追記
- III 7 成年後見制度だけでなく、権利擁護全般の促進ACPの普及啓発等の必要性を明記  
8 後期高齢者の伸びに応じて、また、資源の少ない地域においては多様な生活支援サービスの充実が欠かせないため明記  
そのための手段として総合事業の活用があるので8に新たに追記
- VI 共生社会の実現を推進するための認知症基本法のこともあり、施策の柱に認知症施策を出し、奈良県の認知症施策推進計画に…と考え柱だて。  
その関連の施策を明記

# 奈良県第9期計画の施策体系（案）のポイントについて

## 【地域包括ケアシステムの深化・推進】

### ＜新：施策の柱＞

#### V 介護予防の推進

##### ＜施策の方向性＞

##### 11 高齢者の社会参加

##### ＜施策の展開＞

高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくりの推進

##### ＜施策の方向性＞

##### 12 健康増進や介護予防の取組の強化

##### ＜施策の展開＞

「通いの場」の普及等健康的な生活習慣の推進

##### ＜施策の方向性＞

##### 13 自立支援・重度化防止の推進

##### ＜施策の展開＞

地域ケア会議の充実、地域リハビリテーション支援体制の構築

## 【介護保険制度の持続可能性の確保】

### ＜新・施策の柱＞

#### VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

##### ＜施策の方向性＞

##### 14 多様な介護人材の確保・育成・定着

##### ＜施策の展開＞

介護人材の確保・育成・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実

##### ＜施策の方向性＞

##### 15 生産性向上の取組の一層の推進

##### ＜施策の展開＞

生産性向上に向けた業務改善、適正なサービスの提供のためのデジタル化

介護ロボット・ICT等の導入促進及び活用の定着

#### VII 介護保険制度の適正な運営

ここについては、旧（第1回策定会議）と同様

### ◆ポイント

- 11 高齢者の社会参加では、普及啓発から環境づくりを推進するという形で、もう少し積極的に施策展開
- 12 健康増進のみならず、介護予防の取組も強化するよう追記
- 13 地域ケア会議の普及ではなく、充実という次のステージにアップ、地域リハビリテーションの支援体制の構築を新たに追記
- 14 確保・育成のみならず、定着支援も重要なので、追記
- 15 国の第9期の計画案にそろえる形で、文言整理

**ご清聴ありがとうございました。**